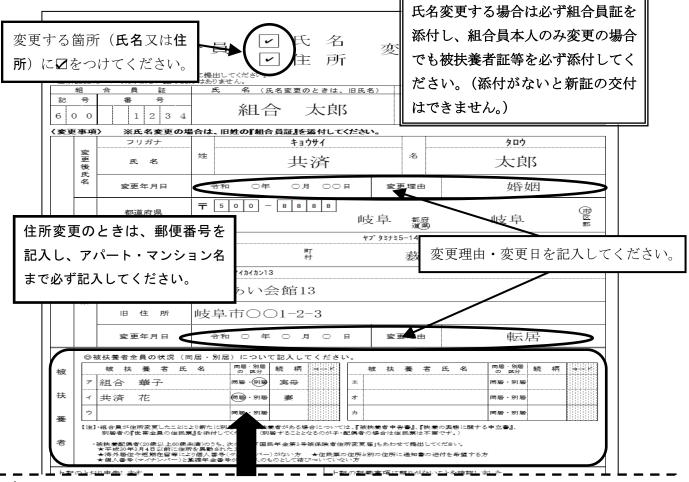
組合員氏名 · 住所変更申告書

組合員が氏名又は住所を変更したときに提出してください。

(注)・被扶養者の氏名訂正、被扶養者の別居先の住所変更は、被扶養者申告書〔変更〕を提出してください。【扶-14】



 ★ 現在、被扶養者として認定されているすべてのご家族について記入し、組合員氏名・住所変更後の「組 ┃ 合員と同居・別居」の状況を記入してください。

- 組合員が住所変更したことにより新たに<u>別居となる被扶養者がある場合は</u>、「被扶養者申告書」等を合わ Ⅰ せて提出してください。 (詳細は【扶ー14】をご覧ください。)_

別居により扶養の実態がなくなり、**扶養を取消すことになった場合は<u>被扶養者申告書〔取消〕</u>及び**被扶 <mark>養者証</mark>を提出してください。**【扶ー13】**

【添付書類】

(氏名変更をする場合)

- ・組合員証等(組合員の氏名のみ変更する場合も被扶養者証等を添付のこと)
- ·被扶養者申告書(変更)等
- ・外国籍の方などの場合は、外国籍組合員(被扶養者)の氏名表記等登録申請書

(住所変更をする場合)

- ・被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)のうち、★に該当する方は「国民年金第3号被保険者住所変更届」
 - ★平成30年3月4日以前に住所の異動をされた方 ★海外居住や短期在留等により個人番号がない方
 - ★住民票の住所と別の住所に通知書の送付を希望する方 ★個人番号と基礎年金番号が同一人のものとして結び ついていない方

(組合員が住所変更したことにより新たに別居となる被扶養者がある場合)

・上記の「★」欄をご覧ください。

※状況によっては、上記以外の書類を必要とすることがあります。